

# 農林水産施策の推進に関する重点提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 新たな農業政策の推進

(1) 経営所得安定対策については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとともに、充実強化すること。

(2) 新たな米政策を進めるに当たっては、きめ細かい説明と十分な経過措置を講じ、米の価格安定を図ること。

また、非主食用米の生産拡大に対する支援措置を充実強化すること。

(3) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう更なる充実強化を図ること。

## 2. 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置を充実すること。

また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、農業経営基盤強化準備金制度の適用期間を延長すること。

## 3. 農業農村整備事業の推進

(1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備や保全管理を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、必要な予算を確保すること。

(2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災・減災対策を充実強化し、一層の財政措置を講じること。

## 4. 都市農業の振興と都市農地の保全のため、「都市農業振興基本法（仮称）」の早急な制定をはじめ、現行の都市農地制度等の改善など、必要な措置を講じること。

## 5. 畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用の推進やセーフティネット機能の充実など、更なる経営安定対策を講じること。

6. 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、鳥獣被害防止総合対策及び鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を継続的な制度とし、更なる充実強化を図ること。

#### 7. 森林整備対策等の充実強化

(1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的かつ安定的に維持・発揮するために必要な財政支援措置を講じるとともに、迅速な支援が行えるよう事務を効率化すること。

(2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の一層の推進を図るとともに、必要な予算を確保すること。

また、私有林の整備については、森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

(3) 「水循環基本計画」の策定において、水源の保全強化、外国資本等による森林買収・大規模伐採について、適正な規制が図られるよう推進すること。

#### 8. 水産振興対策の充実強化

(1) 水産業の再生を図るため、地域の実情に応じた水産業の経営安定・体質強化対策、水産物の加工・流通・消費対策、漁港の多面的利用の促進及び水産資源の回復・管理対策を一層強化すること。

また、漁港施設の老朽化対策及び防災・減災対策をはじめとする水産基盤整備を充実強化するとともに、十分な予算を確保すること。

(2) 新規漁業就業者の育成を強力に推進するとともに、担い手の確保・育成に必要な財政支援の一層の拡充を図ること。

9. 農業経営の安定と食料・農業・農村施策の総合的な推進を図るため、燃油価格高騰対策を充実強化すること。

併せて、農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置並びに農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例措置等を恒久化するなど、農林漁業者の負担軽減措置を拡充すること。